

さつま町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和4年9月22日に行った「持続可能な未来づくりカーボンニュートラル さつま町宣言」において、2050年温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指すため、脱炭素化に資する設備等を導入する者に対し、申請する日の前年度4月1日以降に契約又は設置・購入した機器のうち予算の範囲内において、ゼロカーボン推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、さつま町補助金等交付規則(平成17年さつま町規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住民登録を有し、町税その他町に対し納付又は納入の義務のある費用(以下「町税等」という。)を滞納していない個人又は法人であって、別表第1に掲げる補助対象者とし、補助対象設備等の仕様及び要件並びに補助金の額はそれぞれ同表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の制限)

第3条 補助金は、別表の補助対象機器の種類ごとに1回に限るものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次条に規定する申請受付期間において、さつま町ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(申請受付期間)

第5条 補助金の交付申請受付期間は、当該年度の4月1日から翌年3月15日までとする。ただし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日等」という。)に当たる場合は、その休日等の翌開庁日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、第4条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定するとともに、その結果をさつま町ゼロカーボン推進補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該補助金の交付決定を変更し、又は取り消すとともに、

当該補助決定者に対して、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったと認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、さつま町ゼロカーボン推進補助金交付決定変更(取消)通知書(第3号様式。以下「変更(取消)通知書」という。)により、当該補助決定者に通知するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第8条 補助決定者は、補助金の交付に係る補助対象設備等(以下「取得財産」という。)について、補助金の交付決定を受けた日から起算して別表第3に掲げる財産処分の制限期間を経過するまでの間は、町長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供するなどの処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。

2 補助決定者は、前項に規定する期間において取得財産を処分等しようとするときは、交付を受けた補助金の一部又は全部を町長に返還しなければならない。

3 町長は、前項の規定により、既に交付した補助金を返還させるときは、変更(取消)通知書により当該補助決定者に通知するものとする。

4 補助決定者は、第1項の町長の承認を受けようとするときは、あらかじめさつま町ゼロカーボン推進事業補助金補助対象設備等処分等承認申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定するとともに、その結果をさつま町ゼロカーボン推進事業補助金補助対象設備等処分等承認通知書(第5号様式)により、当該補助決定者に通知するものとする。

(協力依頼)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、本町の地球温暖化対策の推進に必要な事項に関し、協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(さつま町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の廃止)

2 さつま町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は、
廃止する。

(旧要綱の経過措置)

3 この要綱施行の際、現に旧要綱の規定により補助金の交付を受けている者に対する旧要綱の
規定については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。